



# 児童手当制度が変わります!

令和6年  
(2024年)  
**10月**から  
(12月支給分から)

申請が必要な方がいます。  
ご注意ください



## 1. 支給対象が拡大します

0歳～中学校修了までの子を  
養育している方  
(15歳到達後の最初の年度末まで)

0歳～高校生年代までの子を  
養育している方  
(18歳到達後の最初の年度末まで)

## 2. 所得制限が撤廃されます

所得制限  
所得制限限度額、所得上限限度額あり

手当月額	
3歳未満	月 15,000円
3歳～ 小学校修了まで	第一子・第二子 月 10,000円
	第三子以降 月 15,000円
中学生	月 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。  
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。

所得制限  
所得制限なし

手当月額	
3歳未満	第一子・第二子 月 15,000円
	第三子以降 月 30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第一子・第二子 月 10,000円
	第三子以降 月 30,000円

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。  
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

## 3. 偶数月(年6回)に支給されます

支給月  
2月・6月・10月(年3回)  
※各前月までの4か月分を支給

支給月  
2月・4月・6月・8月・10月・12月(年6回)  
※各前月までの2か月分を支給



### 申請について

児童手当の申請は、お子様を養育している方が、お住まいの市区町村に申請してください。  
※養育している方がご両親など複数名いる場合には、令和5年(2023年)の所得が高い方が申請してください。  
※公務員の方は勤務先に申請してください。

こどもまんなか

こども家庭庁

児童手当の申請など詳細についてはこちらをご参照ください

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



※令和7年3月31日までに申請していただいた方については、令和6年10月分から遡及して受給することができます。

担当：下川町保健福祉課  
電話：01655-4-2511